

第 7 回

開催日時	平成30年2月7日(木) 午後6時30分～7時55分	
開催場所	鷺宮区民活動センター分室 洋室2	
出席者	委員	高橋洋雄、田村邦彦、岡田勲夫、野澤房枝、戸引一博、中川明、瀬尾圭、吉田和代、堀井裕子、宮内信子、黒木伸子、齊藤百合、浦野雅晴、武智直貴、岡本賢二、佐々木智津子、早乙女通英、高橋昭彦、石原千鶴 (敬称略、名簿順)
	事務局	学校・地域連携担当
	その他	教育委員会事務局次長、子ども教育施設担当、パシフィックコンサルタンツ株式会社
会議次第	<p>【議事】</p> <p>1 道路上空通路の設置に係る考え方の変更について</p> <p>2 その他</p>	

第7回 鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会 会議要旨

1 開 会

委員長

これより第7回学校統合委員会を開会する。傍聴希望者はいない。本日は新校舎の検討を支援していただく設計会社である、パシフィックコンサルタンツ株式会社の皆さんに出席いただいている。

本日急遽お集まりいただくことになった理由は後ほど事務局から説明があるが、委員長として話を申し上げたい。

この委員会も、第6回目まで終わった。色々な問題を抱えながらも皆様の意見を取り入れながらようやく案がまとまった段階で、道路上空通路が条例で2本設けられないという話になった。我々は、安心・安全を重視して討議を重ねてきた。ここは小さな児童が通う学校として立地条件に不安があるので、安全性を重視した配置案にする必要があると思っている。法令遵守は結構だが、特殊な場所に建つ学校なので、特例が通らないのかどうか、強く申し上げたい。

第一種低層住宅地なので、10mの高さ制限があるため、道路上空通路を2段にできないそうである。難しいのは分かるが、特例を取り入れて、親御さんがお子さんを安心して通学させられる安全な施設にできるように、行政には努力してもらいたい。そもそもこの委員会を立ち上げる前に、そうしたものを調べた上で統合委員会を立ち上げれば良かったのではないかという指摘があっても当然だと考えている。

良い方向に向けていきたいので、本日は忌憚のないご意見をいただきたい。

では、教育委員会事務局次長の説明を求めたい。

次長

教育委員会が提案した道路上空通路の2本案について、こちらの確認漏れのために、実現できないということが判明した。統合委員会で長い時間をかけていろいろな角度から検討してきた結果と皆様のご意見を無に帰す形になり、ここで改めてお詫び申し上げます。

本日は、設置できない理由と、それに代わるいくつかの修正した考え方を作ってきたので、ひととおりご説明した後にご意見をいただき、より良い案にできるように進めていきたい。忌憚のないご意見をいただきたい。

2 議 事

議事（1）道路上空通路の設置に係る考え方の変更について

委員長

では、議事「道路上空通路の設置に係る考え方の変更について」、子ども教育施設担当副参事の説明をお願いします。

事務局

道路上空通路の設置とその変更案を説明する。まず、A4資料の1枚目だが、関連基準法令等について説明する。道路上空通路については、大人数の児童が安全に通行するためにできるだけ通路幅を広くするということや、通路の本数を2本以上設けることを検討してほしいというご意見をこれまでいただいていた。

建築基準法では、道路上空通路は「同一建築物に1個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、2個以上とすることができる」とあることから、事務局から、2本目の道路上空通路を配置する新校舎のイメージ図を提示し、これから整備を進める前提となる考えとして委員の皆様の理解を得ていた。

しかしながら、2本設置案のさらなる検討を進めたところ、道路の上部を占有する場合については、道路法に基づく占有許可が必要であること、また、その許可基準において、上空通路を同一建築物に2本設ける場合においては、一方の垂直投影上の範囲内に設けること、つまり1本目の真下または真上に設置する必要があることが判明した。

それを受けて、2本の道路上空通路を上下に設けられるかを検討した結果をご説明したい。

道路上空通路については、通路下の道路を通行する車両等に支障を及ぼさないようにする必要がある。しかし、新校舎予定地には10mの高さ制限があることから、2本目を設置できないことが分かった。結果として、北側校舎と南側校舎を結ぶ道路上空通路については、1本で整備する必要がある。通常時、災害時の両方において、児童と教職員が迅速かつ安全に移動できるよう配慮した通路幅の確保に向けて、引き続き検討、検証を進めていきたい。

道路上空通路の上下2本の設置の可否の検討に際しては、道路上空通路の屋根部分を屋上通路として整備できないかどうかを検証した。屋上を通路として使用する場合は、建築基準法施行令で、落下物対策として、側面に1.5m以上の壁を設置することが義務づけられている。これはフェンス、もしくは手すり等の透過性があるものについては認められない。仮に1.5mの壁を設置すると、図で示すように、南側敷地からの建物の高さが10mを超えてしまい、建築基準法における日影規制、また、第一種高度地区の斜線制限にも抵触する。そのため、屋上を通路として使用することはできない。

これを踏まえ、次頁の変更案について説明する。

上の図は、道路上空通路を1本とした案である。下は、これまで区で示していた道路上空通路2本の案である。道路上空通路の設置にあたっては、見通しが良く死角のない幅広な通路を確保することで、円滑な移動と教職員が児童の安全管理がしやすいようになることを考えている。また、南側敷地の校庭における屋外階段については、その前の廊下を広く整備する。それにより、

南側校舎に児童の退避スペースを新たに設け、さらなる安全の確保をしたいと考えている。

次頁の資料だが、幅員設定の考え方について説明する。現在、区としては、最大 4.5m の幅員で、法令や柱の構造等を鑑みて検討を進めている。学校の廊下幅が通常 2.3m であることから、その約 2 倍の幅員を確保することを考えている。

資料では、各通路の幅によって、児童が上空通路を渡り切るのにかかる時間の検証結果を示している。前提条件としては、まず道路上空通路について、北側校舎の東西・南北の廊下が交差する箇所から屋外階段前までが約 32m である。また、児童の横幅を 50cm で想定している。児童の歩く速さは、分速 68m で設定している。各教室から道路上空通路までの離隔等を踏まえて通行量を想定した。

資料の表面の図は、火災時に北側校舎 2 階と 3 階の児童が、道路上空通路を使用して校庭へ避難することを想定している。北側校舎 1 階の児童については、避難用階段も設けているので、そちらを通り校庭へ避難することを想定している。また、地震時については、安全上、道路上空通路はすぐに使用しない想定としている。

その中で、検証 1、2、3、4 を表した。

検証 1 は、幅員 2m であり、これは現在の第八中学校の道路上空通路の幅員の幅である。約 384 人の児童が 4 列縦隊でこの道路上空通路を渡る場合、約 2 分 6 秒かかる計算である。検証 2 は、3m の幅員で 1 分 34 秒である。検証 3 は、これまで 2 本案で示した 3.5m の幅員の場合に渡り切る時間で、1 分 25 秒である。最後に、現在、区で検証を進めている 4.5m の幅員の場合については、全児童が渡り切るのにかかる時間は 1 分 13 秒である。

裏面の図は、全児童 528 人がこの道路上空通路を通り、南側敷地に行く場合を想定したものである。先ほどの検証 1、現在の第八中学校の道路上空通路の幅員に対するものについては、約 2 分 42 秒である。また、4.5m の幅員で全児童が渡り切るのにかかる時間は、1 分 28 秒である。

こうした検証を踏まえ、現在、退避スペース等で安全を確保しながら、図面で示した案にて、検討を進めている。

委員長

今の説明について、意見があるか伺いたい。

委員

初めの前提が、第八中学校の現在の幅 2m よりも広くしようという話だった。そのときに、なぜ幅をさらに広くすることを考えなかったのか。その幅では足りないということで、2 本にしたのではないか。

事務局

当初、議論の中で、最初に幅員の話が出ており、3m、4m といった話が出ていたと思う。ただ、それに対して、その幅員で絶対的に安全かというところを議論したが結論が出なかった中で、2 本案はどうかというところの話が出たかと思う。

委員

そうだったと思う。十分な広さの通路の確保が確実に担保出来ないの、2 本目をつくるというアプローチだった。広くて短時間で安全に通行できる通路が確保できれば、2 本でも 1 本でも良いと思うが、これは小さな小学生が通う学校だが、それもマンション等と同じような感覚で建築基準法上取り扱われるのか。下手をすれば地震等で大量に児童の生命が危険にさらされる可能性もある。もっと柔軟な取り扱いができないのか。

事務局

先ほど、委員長から 10m の高さ制限の許可について話があったが、これ以外にも日影規制や斜線規制があるため、2 本は難しい。道路占用許可基準は、道路上の安全通行の確保という観点も加えた許可基準である。

委員

中野区の道路占用許可基準に抵触するとあるが、区立の小学校という特別な条件下でも基準は

適用されるものなのか。

事務局

区の道路占用許可については、特例が無いかどうかも含めて所管に確認する。

委員

特例が無いのであれば、つくってもらわなければいけない話だと思う。これは特殊な立地の小学校である。2本設けることが難しいとなると、国民の生命の保護を図るという建築基準法の立法趣旨を没却し、本末転倒ではないか。

委員

道路法 32 条に基づく占用許可が必要とあるが、この占用許可は、区長が出すものだろう。中野区道路占用規則では、「占用の許可は、別に定める道路占用許可基準及び道路占用物件配置標準により行うものとする。」と決められている。では、中野区道路占用規則というのは、区議会で決めるものなのか、それとも区長が決めるものなのか。

事務局

区長である。

委員

区議会の議決を経ないで区長が決めるということか。区長判断によるもののはずだ。なぜ事務局は本日その辺を詰めてこなかったのか。

事務局

申し訳ない。道路占用許可基準は、区で定めているものであるが、占用許可自体が特例であり、通常の許可認定とは違う重いものであると考えている。

許可をする場合については、その許可基準を区でつくり、統一的な見解として運用している。あくまでも特例の許可に対するものなので、簡単に許可基準の変更は難しいのではないかと考えている。

委員

そうした点を、もう少し時間をかけて詰めれば良かったのではないかと思う。それでもできないということであれば話は別だが、場合によっては児童が死にさらされる恐れもあるので、特例の特例となってしまうと、検討は必要だと思う。4.5m の1本案で進めるという結論を出す前に、今まで議論を重ねて2本案が出てきたという流れを尊重してほしい。今のままでは元の1本案に戻ってしまうので、特例が認められないかを詰めてから議論を進めた方が良いのではないか。

委員

自分は、2本案の実現が難しいという知らせが事務局から届いた時、ようやく統合委員会で意見がまとまったのに、参ったなと思った。自分は特例を認めてもらうという発想はなく、2本ができないなら、通路の幅を広くするしかないと思っていた。

委員長

1本にした場合、最大何m幅までできるのか。

事務局

4.5m を見込んでいる。詳細な数字は、実際に構造計算をしないと分からない。また、特例許可は、建築審査会という第三者の審査会にかけて許可を貰う必要がある。その際には、通路幅の必要性について十分協議をしていかないといけない。現段階では、この程度であれば大丈夫だろうという幅を示している。

委員

事務局は以前 6m までできると言ったし、議事録にも載っている。

事務局

道路上空通路については建築審査会を説得する必要がある、我々の判断だけで決められないのですぐにお答えするのは難しい。

委員

小学校で大量に児童が亡くなるかもしれないのに、もっと柔軟に考えられないのか。それでも

無理なら、関係する区議会議員も動員すれば良い。

委員

2本にしたのは、地震等で1本が壊れて通行できなかった場合にもう1本を使えるようにという考えもあると思う。広い1本を設けたとしても、もしこれが使えなくなった場合は、北校舎1階の避難階段を通過して全児童が避難することになる。全児童の避難にどのくらいの時間がかかるのか。

事務局

基本的に、地震時は火災時と違って構造体に損傷がある可能性があるため、渡り廊下は安全確認が出来ない限り使わない設定である。その中で、地震時は道路を渡って避難しようというところから、1階の擁壁部分に階段をつけた。前回、火災時に各教室から校庭まで避難するまでの時間は示したが、階段部分を通った場合の避難に要する時間については今後確認する。

事務局

1本でも2本でも、地震時は安全確認をしないと上空通路は通行できない。また通行可となった場合も、実際に一斉に校庭に行くことは想定しにくい。今厳密にシミュレーションしていないので数字はすぐに出ないが、状況判断のうえ先生が誘導しつつ、必要性があれば順次校庭に移っていくことになると考えている。

委員

擁壁部分の避難用階段は1か所だけなのか。

事務局

現在は1か所の案である。2か所にするのであれば、動線上有効なのかを検証しつつ考えていかなければいけないと思う。

委員

資料に法令や基準の条文を全て付けてほしかった。どのような基準で誰の許可が必要なかが分からないので、コメントのしようがない。そもそも、許可基準を作った部署はどこで、また、そこと折衝はしているのか。

事務局

学校という特殊性を考えた場合どうなるのかという点については、我々の発想に無かったので、道路の所管部署に確認する。道路の事情から考えれば、同一垂直上に置く必要性があってこの基準が設けられたと思うので、その必要性と特殊性を比較して判断していかなければならない。場合によっては児童がいつときに集中しかねない事情もしっかり説明して、その上で判断してもらいたいと思う。

委員

担当部署に基準についてよく聞いてほしい。規則というのは、必ずそれを決めた背景があって定められるものである。特例が許されるかどうかという検討は十分にできるはずだ。安全上、基準を順守しなければならないということであれば仕方ないが、まだ議論する余地はあるのではないか。

また、前回の協議において、校舎の外側にも避難階段を設けた方が良いという意見が出ていたが、今回の図面では反映されていない。理由を確認したい。中からしか逃げられない構造になっているので、外にも階段をつけられるかという話と、避難用階段が1か所しかないのもう1か所つけてほしいという話を前回している。

委員

自分も外階段という発言をした記憶がある。校舎の東西にもし外階段をつければ、避難経路の選択肢が広がる。今、道路上空通路を何本にするかという議論になっているが、万が一それが通れなくなった時に、外階段を設けることで道路上空通路に頼らずに動けるという選択肢を増やすことは絶対に必要だと思う。

今回の一件について意見がある。第一に、特例を検討してほしい。もう一つは校舎をつくる場合は、先生方が、避難経路の一つがだめだったら次の経路を選択し、それもだめだったら次の選

択肢をとることができるように、多くの避難経路を用意する必要があると思う。校舎をつくる際は広い視野をもつ必要がある。道路上空通路も必要だが、それ以外の選択肢も用意するべきだ。

事務局

道路上空通路だけではなく、避難階段と組み合わせれば、避難経路の選択肢が広がるというご指摘は非常に有り難い意見であり、改めて検討したい。

事務局

道路に面しているところの避難階段は今1か所だが、もう1か所できないかということについては、現在の擁壁が道路際に立っているため、階段等をつくるためにはその位置を下げて整備する必要がある。その場合、土地の形を変えることとなるため、開発許可の部署とこの話をしているが、2本が必ずできるかどうかの話が詰め切れていない。そうしたことから、図面上は1本で記載させていただいている。

屋外避難階段がほしいという話については、現在は、屋内階段のみを考えている。屋内階段の場合、煙の話があったが、階段と廊下を完全に区画するので、簡単に室内に煙が流入することはないような設計にしている。屋外階段と同等の安全性を確保できる形態であり、また普段、通常利用できる利便性もあるので、今は屋内階段として計画している。

しかしながら、今ご意見があったのは、選択肢を増やし安全確保に繋げるためにその結論を変えられないか、というご意見だったと思うので、また改めて結論を伝えたい。

委員長

中の階段を火災時に区切れるので外階段はつくらなかったという話だが、いろいろな方面から避難できるように、外階段は設けたほうが良い。外階段について、検討の余地はあるという理解で良いのか。

事務局

建物に続いている階段という意味の屋外階段ならば、検討できると思っている。

事務局

今日いただいたご意見をこの場で全て否定することはしない。いただいた意見を事務局でも咀嚼すると新たな可能性も見えてくるかもしれないので、他にもご意見を頂ければありがたい。次回にも、意見を踏まえた案を考え、結果をお伝えしたい。

委員

災害時と通常時の2つのケースを考えなければならない。災害時も、校内で火事があった場合はどこで発生するかによって避難経路も変わる。公道へ出て避難する話も出たが、もともと児童の通学路も東と西とで門が分かれている。また、通路については、地震時は通路が使えない可能性があるため、本数の数は関係ないだろう。

学校敷地から外へ出て校庭側に避難する経路がもっとある方が良いと思う。特に、南側道路に出る階段付近を広くして出入口を確保してほしい。門は今の校門くらい開いて一斉に外へ出られるようにして、階段も幅を広くとりたい。

また、校庭に避難しても、地震発生時は火災で回りの家がすべて燃えてしまうことも考えられる。そのため、校庭に避難した場合も、そこから出られるように別ルートを確保しなければいけない。線路側や東側の出口あたりに出入口を確保する等、いろいろなケースを考えた方が良い。

今説明したことは災害または事故のときの話であり、何年かに一度あるかないかだと思う。別途考えなければいけないのは、通常の学校生活において子どもたちがスムーズに通れるかということだ。それは学校の先生でないと分からない部分もある。1本の場合にどうなるのか、災害時と通常の学校生活の時を分けて、学校の意見を伺いたい。

委員長

校長の意見はどうか。

委員

今日は紛糾する会だと思っていたので、皆様がこの学校のためにどうするかを前向きに考えてくれていることに驚き、本当にありがたく思う。教育委員会からこの話があった時は、保護者会

もそうだが、ここまでの経過がそもそも納得いかないし、今までの話は何だったのかと思った。本日話がまとまらなければ次の開催も無いだろうと思っていたので、本日は代案に対して、このような努力もあるのではないかとという前向きな話が出て来て、改めて良い学校をつくってほしいと思った。

非常事態のを中心に話し合われていたが、自分は7、8割は通常時を想定している。全校朝会や休み時間で、全校で普段行き来する機会は日々あるので、そうしたことで時間がかかれば授業にも差支えがあるし、子どもなのでいろいろな事件も起こりうる。スムーズに動けることに越したことはないと思う。

最初6mほどあったら良いなと言っていたのが、実現が難しいという話になった時に出てきた2本案だったので、子どもたちの生活の中で、これくらいゆとりが欲しいという思いもある。どうしてもだめだったときに、理由を説明してもらい、代案を考えるしかないと思う。

委員

ようやく2本案で合意形成ができたのに、ここにきてそれがだめになったということである。本日どのくらいの幅員が取れるのかということも言っていないので、今言われた4.5mもどうせだめになるのだろうと思う。それが3mにもなれば、皆様は納得できないだろう。今後どのように収めていくつもりなのか。学校も多角的に考えて2本が良いだろうと判断したので、3m幅1本で承諾するわけにはいかない。

委員長

2本は、地震等の非常時を想定している。それよりも、児童が校舎と体育館、運動場をスムーズに往復できるようにした方が良い。自分はそもそもこの場所への小学校の整備については非常に困難性が高いと思っているが、それでも皆様の検討の中でこれなら何とかできるという意見で2本にまとめた経過であるので、ぜひ2本案で進めてほしい。区長が基準を決めるのであれば、区長と話していけば良い。

委員長

区長は第八中学校の現地を見ているのか。

事務局

区長も元区職員なので、地域の状況も見て良く知っている。

委員

今自分は区長と話せば良いと言ったが、実際、区長に直接言うわけにはいけないので、現場の担当部署との折衝になると思う。

事務局

区政の話ではなく、安全性の確保という面で考えたい。先ほど話があったが、基準を作る上で基となる考え方と照らし合わせて学校の特殊性を考えたときに、特例として当てはまるのかどうかは、技術的に確認する必要がある。区長が良いと言っても、実際に事故が起こっては困る。担当に事情を話し、基準と照らし合わせ特例とすることが可能なのかどうかを聞いていく。区長の思いではなく、安全性の面からどうなのかを確認していきたい。

委員

結局は、特例で2本案が通るのかどうかを決めれば良い。階段等、細かい部分は後からどうにでもできるので、後で話せばよい。

委員

最初、校舎が二つに分かれていては、500人の小学生の児童が集まるには不安があるという意見があった。安全にするためには、2本つくろうという話になったので、これは曲げられないのではないかと思います。ここは特殊な地形である。

委員

一本にせざるを得ないというこの状況で、実際に何ができるのかということを検討するしかない。

事務局

これまでの議論では、子どもたちが休み時間にいつときに支障なく校庭に行って遊べる環境をつくることを話してきた。2本から1本に変更するならば、道幅を広げることで同じような状況を確認できるのかを説明しないと、皆様や地域の方々には納得できないだろう。仮に特例が認められなかった場合に、1本案でどういった代替案を用意できるのかを解析して説明していきたい。

以前、火災時に何分かかかるかのシミュレーションを検討材料として示したが、1本案の場合も示さないと、感覚の話で終わってしまうと思うので、工夫してなるべく見える形で説明できるようにしていきたい。

委員

今まで1本と2本どちらが良いのか自分の意見を述べていなかったで、発言したい。2本通路がある方が良いという話が出て、それに対する配置案も示されてきたが、思えば本当に2本必要なのかという議論はしてこなかった。自分は1本案と2本案の配置案を比較して見た時に、1本の通路でも運用が可能であれば、1本案で良いのではないかと思った。2本案では、2本があまりにも近い所に配置されている。2本作るのであれば、上部通路をもう少し離れた方が良く思う。

委員

関西国際空港の事故のように、橋が一つしかないそれが通行できなくなった場合に為す術がなくなってしまうことを危惧して、2本案が出たと記憶している。

委員

しかし、逃げるルートは道路上空通路だけではないだろう。

委員

確かにそうだが、いろいろな避難ルートを用意するのが望ましいということは、前々回の協議で確認した。非常時のために、公道へ出るルートでも何でも用意した方が良い。1本が壊れたり、そこで児童が滞留して事故があったりしては困る。

委員

ただ、近接して2本設ける必要は無いと思う。そもそもこれまで、事務局から提示された配置案について、細かいレイアウトに関してあまり意見を言えないまま進んできた。今後やはり2本出来るとなれば、この案に戻ってそのまま計画が進むのではないかと思ったため、今発言した。

委員

2本作るのであれば、通路同士を遠く離れた方が、人が分散されて移動しやすいということか。

委員

そうである。また、南側の建物の高さを少し下げることが出来ないのか。1m程下げれば屋上の通路をつくれないうか。

委員

半地下にするということか。

委員

半地下ではない。校庭のある敷地は下がっていてスロープが出来ているので、建物を建てる位置を1m下げれば、10mの高さ制限内に収まり、屋上通路をつくれないうか。

事務局

2層にするには、特例を得ないと難しい状況である。特例の取扱いができるかどうかは確認したい。それが難しい場合には1本案を進めることになる。屋外階段で選択肢が増えて1本でも十分な安全を確保できるのではないかという先ほどの意見も含め、改めて検討したい。

委員

南側校舎の建てる位置を少し下げれば高さ制限である10m以内に収まるのではないかという意見は、自分も考えた。

事務局

本当に2層できる余地がないかどうかの検討については、持ち帰らせてほしい。

委員

高さを測るのは、道路面からではないのか。

事務局

敷地の地盤面からの高さである。

委員

敷地から 10m としたら、地盤の方が道路面よりも低いので、10m をクリアできなくなる。

事務局

実際難しい部分があると思うが、ここで検証もせずには出来ないと言えないので、持ち帰らせていただく。

委員長

そうした意見が出ているので、良く検討してほしい。

議事（2）その他

委員長

本日予定していた議事は以上だが、他に何かあるか伺いたい。無いようであれば、事務局から連絡がある。

事務局

意見交換会の開催について説明する。現在、計画プランの作成にあたり、区民との意見交換会を2月13日の18時半から、また2月16日の14時から、鷺宮区民活動センターで予定している。

道路上空通路については、まだ議論の方向性が定まっていないところがあるが、それ以外の校舎等について意見を言いたい方もいるかと思うので、これまでの協議経過と、道路上空通路については現在統合委員会で協議中であることを区民に説明したい。そのため、意見交換会は予定通り開催したい。道路上空通路の接続部分については、統合委員会での議論を経て了承をいただいた後に、改めて区民向けに説明会を開いて説明する。

委員長

意見交換会は一般区民が対象だが、どのような方法で周知するのか。

事務局

区報とホームページで周知している。また、近隣住民にはポスティングしてご案内する。

委員

道路上空通路以外の部分についても意見を言いたい人はいるので、早めに彼らに聞いておかないと対応できないだろう。

委員

統合委員会のスケジュールを確認したい。この配置案について、もう一度臨時会を開催するのか。

事務局

本日いただいた意見の検証をして、次回27日で報告したい。次回の協議でさらに課題が出た場合には、臨時会を開催する可能性もある。

委員

次回の委員会ではどこまでまとめる予定なのか。

事務局

次回まとめたい予定だが、状況による。

委員

今特例が認められるかどうか分からない状況で、本日集まった多くの意見をもとにたたき台を27日に用意するのは非常に大変だろう。配置案を決定して、確認するところまで統合委員会とする予定なのか。

事務局

今は意見を受けながら、配置案の基本構想を固めている段階である。道路上空通路について方向が定まっていない状況だが、27日の協議では、その後意見交換会で区民に示す案を固めておきたい。

委員

道路上空通路について、施行規則 32 条に基づく区長判断ということでまだ検討の余地があるのであれば、拙速に決めることのないようにしてほしい。27 日を最後にするというようにスケジュールを優先するのではなく、100 年先の児童の安全を一番に考えてほしい。

委員

第 1 回の協議で配付された再編計画概要版の再編スケジュールを見ると、基本設計、実施設計が、2 年度にかかっており、その後 2021 年度から工事が始まることになっているが、今はどの時点なのか。

事務局

中野区では、まず基本方針として、基本構想・基本計画を策定している。それに基づき、2 年間かけて詳細な図面を計画する。今後、学校や関係者の意見を貰いながら 4 月から内部レイアウトや配置を取りまとめて、通常 12 月頃に基本設計として策定する。その後、実施設計に移り、構造計算や設備、電気、建物をつくるための詳細な図面の作成をする。その間に関係法令の手続き、計画通知、許可の手続きが必要になるので、どうしても 2 年間は必要になってくる。このスケジュールの観点から、3 月末には基本的な考え方について固めて、その考えで基本設計をつくっていく。

委員

統合委員会が関わるのはどこか。

事務局

基本計画である。

委員長

事務局には、本日出た様々な意見を取りまとめ、くれぐれも同じことを繰り返さないようお願いしたい。次回は 27 日水曜日の午後 6 時半から、鷺宮区民活動センターで開催する。以上で本日の統合委員会を終了する。